

相続税対策の信託商品について思うこと

富裕層の皆様には、相続対策として信託商品を紹介されることがあります。

特に昨今は金融機関が受託者となる信託商品がCMで頻繁に流れています。よく見かける遺言信託は公正証書遺言の作成が主な作業で、手数料と見合っていないという意見を聞きます。しかしお一人様向け遺言代用信託は時代に適した商品なのかもしれません。

今回のエクラ通信で取り上げるのは相続税対策としての信託商品についてです。この商品の目的は節税です。

信託受益権の評価

相続が発生して被相続人の相続財産を計算する場合、その計算は財産評価基本通達に基づき行われます。財産評価基本通達202では信託受益権の評価について「元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する」とされています。これは例えば信託財産が土地であった場合には財産評価基本通達に従って路線価評価をするということです。

商品の概要

信託財産は認可保育園や介護施設を用いることが多く、富裕層の方々にはその受益権の購入を持ち掛けられます。認可保育園や介護施設は行政から補助金を受けるケースがあり損失の補填が見込まれるため収入が安定するという意図があります。富裕層の方々には手持ちの金融資産で信託受益権化した不動産を取得することにより相続財産を圧縮して、さらに運用利益の分配を受けることを期待することになります。

この商品の疑問（考察）

この商品には出口が見えないという点で疑問を感じます。土地などの現物ならわかりやすく値下がりリスクだけですが、見ず知らずの保育園の信託受益権を相続した相続人が不要になった時にそれを処分するマーケットがあるとは思えません。仮に販売した金融機関が買い戻す特約を結ぶのであれば購入者は安心できますが、金融機関はそんな約束はしないと思います。また信託期間が終了した後に、相続人はよくわからない他人と施設を共有するのでしょうか？行政との関係が深い分、勝手に施設の閉鎖ができないのではないかと思います。

税務上の視点（考察）

この商品を相続税評価した場合、確かに財産評価基本通達に沿って土地や建物として評価していくものの、税務署には金融資産に類似する資産として指摘される可能性が高いような予感がします。これは将来の買戻しの有無とも関係すると思いますが、受益権を保有した先の未来に買い取りが約束される商品であった場合、総則6項により取引価額に引き直されるのではないかと思います。

さらに、被相続人が信託期間に比べてどのくらいの期間保有できたのかも注目されるでしょう。仮に信託受益権を取得して3年以内に相続となってしまった場合には、あえて信託受益権の取得価額を相続財産に計上すべきではないかと思います。相続直前に不動産を購入して相続税対策するよりも、相続直前に信託受益権を取得する方が税務署から否認されるリスクは高いのではないのでしょうか。